

山下友信・神田秀樹 編『商法判例集〔第6版〕』

本書第1刷（2014年9月30日発行）から第2刷（2016年3月10日発行）にかけて下記のように修正をいたしましたので、お知らせいたします。

I-49

【89頁】「**【判決理由】** 上告棄却。」の次の行に下記を加える。

「会社を代表する権限のある取締役によって行われた新株発行は、それが著しく不公正な方法によってされたものであっても有効であるから（最高裁平成……6年7月14日第一小法廷判決・集民172号771頁参照）、右（三）の点は新株発行の無効原因とならず、また、いわゆる見せ金による払込みがされた場合など新株の引受けがあったとはいえない場合であっても、取締役が共同してこれを引き受けたものとみなされるから（同法280条ノ13第1項）、新株発行が無効となるものではなく（最高裁昭和……30年4月19日第三小法廷判決・民集9巻5号511頁参照）、右（四）の点も新株発行の無効原因とならない。」

【90頁】上から4行目「(かつ非取締役会設置会社であっても)」を削る。上から8行目「また、立法論として、現在の募集株式発行にかかる募集事項の公示制度を改善する余地はないか。」を削る。

I-50

【91頁】下から2行目以下「本件では、上場会社における買取引受けの方法による発行が問題となったが、その他に上場会社における「公正な発行価額」が問題となる場合として、企業提携、あるいは株式買占め等による株価急騰時の発行がある（東京高判昭和48・7・27判時715号100頁〔I-51判決〕、東京地決平成元・7・25判時1317号28頁〔I-52決定〕、及び東京地決平成16・6・1判時1873号159頁〔I-55決定〕参照。）」を削る。

I-71

【147頁】「**【事実の概要】**」の上から2行目「(委員会設置会社)」を「(委員会設置会社〔当時])」とする。

I-95

【189頁】「コメント」の上から7行目・13行目の「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」とする。

「コメント」の上から14行目、「決定を執行役に委任できるが（会社416条4項）」を「決定を執行役に委任でき（会社416条4項）、監査等委員会設置会社であって定款に定めを置くか、取締役の過半数が社外取締役である場合には、取締役会決議により同じ決定を取締役に委任できるが（会社399条の13第5項・6項）」とする。

I-109

【217頁】3行目以下「ただし、取締役が6名以上、社外取締役が1名以上いる株式会社では、あらかじめ選定した3名以上の取締役に、重要な財産の処分及び譲り受けを決定させることができ（会社373条）、委員会設置会社では、同じ事項を執行役に決定させることができる（会社418条1項）。」を、「重要な財産の処分につき、どのような機関設計の会社で取締役会の承認が必要になるかについては、I-95のコメントを参照。」とする。

I-147

【303頁】評釈、参考文献欄の「商事1893号」を「商事1848号」とする。

判例索引

【556頁】「東京地決平元・7・25判時1317・28……92,94,95,101,106,126」のうち「92」を削る。「東京地決平16・6・1判時1873・159……92,98,103」のうち「92」を削る。